

いじめ問題に関する学校の取組～主な流れ～ 岐阜県立岐阜盲学校

「いじめ対策委員会」の設置と学校としての取組の策定

いじめを起こさないための日常の取組

未然防止

いじめを早期に発見するための取組

早期発見

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童生徒の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人ではない。(学部の部主事、生活相談部長等への報告・協議)
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者に迷惑がかからないよう配慮する。

関係児童生徒からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別で話を聞く。
- 共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

「いじめ対策委員会」において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 校長のリーダーシップの下、決定した対応方針を職員間で共通理解する。
- 重大事態に該当するか否かの判断をする。(生命、心身又は財産に重大な被害・いじめが原因の30日以上欠席がある場合)

重大事態発生の場合

- 教育委員会の指示で第三者委員会を設置・調査を行う。

他の児童生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や関わっている児童生徒もいじめを助長していることを理解できるようにする。

関係機関との連帯

- 教育委員会、警察、子ども相談センター、市町村、民生委員、専門医等と連携・協力を図る。(情緒不安定、恐喝や暴力等の犯罪行為)

いじめられた児童生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の継続支援を行う。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行う。

いじめた児童生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行い、指導について説明し、理解を得る。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消 (いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続・被害者が心身の苦痛を受けていない)
解消後もいじめ防止対策会議で定期的確認